

客引き行為等禁止区域の指定について

1 概要（条例一部抜粋）

（客引き行為等禁止区域の指定）

第五条 市長は、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、仙台市安全安心街づくり条例（平成十八年仙台市条例第三号）第九条第一項の仙台市安全安心街づくり推進会議の意見を聴かなければならない。

（禁止区域における市及び町内会等の協力）

第九条 市及び町内会等（禁止区域をその区域又は地区に含むものに限る。）は、禁止区域における客引き行為等をさせないための取組を協力して行うものとする。

2 指定の考え方

- (1) 人の往来が多く、客引き行為等をする者が多数存在する区域
 - (2) 上記(1)の区域を指定することにより、客引き行為等をする者が増加する恐れがある区域
 - (3) 当該区域内の町内会等から禁止区域の指定の要望がある
 - (4) 当該区域内において町内会等による客引き行為等をさせないための市と協力した取組が行われている又は行う予定である
- ⇒ (1) 又は (2) に当てはまり、(3) 及び (4) を満たす区域を指定する

3 町内会等からの要望状況（17団体）

- (1) 仙台市中心部商店街活性化協議会に所属する商店街振興組合（7団体）
 仙台駅前商店街振興組合、名掛丁商店街振興組合、クリスロード商店街振興組合、
 おおまち商店街振興組合、一番町一番街商店街振興組合、サンモール一番町商店街振興組合、
 一番町四丁目商店街振興組合
- (2) 国分町地区安全安心街づくり推進協議会に所属する町内会（5団体）
 元鍛冶丁親睦会、虎屋横丁・稲荷小路親交会、本櫓丁光櫓会、立町融和会、国分町親交会
- (3) 上記以外の町内会等（5団体）
 仙台駅前アエル繁栄会、青葉通町会、大四会、一番町立新町内会、東一市場商業協同組合

4 仙台市の案

資料 4 - 2 のとおり